

茨城県報

第5804号

昭和45年4月23日

木曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目 次

規 則	ページ		ページ
●茨城県中小企業近代化資金貸付規則の一部改正(工業課).....	1	●有ヶ池江下土地改良事業の認可(〃).....	6
告 示		●滝尻地区土地改良事業の認可(〃).....	6
●准看護婦養成所の指定の取消し(医薬務課) 2	2	●道路の区域変更(道路維持課).....	6
●救急病院の認定(〃).....	3	●道路の供用開始(〃).....	7
●保安林の解除(林業課).....	3	●建築基準法に基づく道路の位置の指定(5件)(建築住宅課).....	7
●大八洲地区土地改良事業計画の縦覧(農地管理課).....	3	●建築基準法に基づく道路の位置の指定の変更(〃).....	9
●赤尾関地区土地改良事業計画の縦覧(〃) 4	4	●収入証紙売りさばき人の指定(土浦県税事務所).....	10
●沢辺地区土地改良事業計画の縦覧(〃).....	4	●吉田用水土地改良区役員の就任及び退任(下館土地改良事務所).....	10
●旭町地区土地改良事業計画の縦覧(〃).....	4	公 告	
●菅原地区換地計画の縦覧(〃).....	5	●保母試験合格者(児童家庭課).....	10
●小場江堰下流地区第1工区換地計画の縦覧(〃).....	5	●土地立ち入り測量(2件)(用地室).....	11
●国松地区土地改良事業の認可(〃).....	5	雑 報	
●磯部地区土地改良事業の認可(〃).....	5	●市町村長の当選.....	12

規 則

茨城県規則第30号

茨城県中小企業近代化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和45年4月23日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県中小企業近代化資金貸付規則の一部を改正する規則

茨城県中小企業近代化資金貸付規則(昭和39年茨城県規則第17号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

3 前項の貸付契約の締結は、公正証書を作成して行なうものとし、その作成に要する費用は貸付金の交付を受ける者の負担とする。

第7条を次のように改める。

(保証人)

第7条 貸付けを受けようとする者は、知事が適当と認める者2人以上の連帯保証人を立てなければ

ばならない。

第19条を第21条とし、第16条から第18条までを2条ずつ繰り下げ、第15条を第17条とし、同条を次のように改める。

(損害保険)

第17条 借主は、貸付対象施設等を貸付金に相当する額以上の金額を保険金額とする損害保険に付さなければならない。

第14条を第16条とし、第13条を第15条とし、第12条第1項及び第3項中「百円につき1日3銭」を「につき年10.75パーセント」に、同条第3項中「100円」を「500円」に改め、同項中「天災地変その他」を削り、同条を第14条とし、第9条から第11条までを2条ずつ繰り下げ、第8条中「貸付金の交付を受けた者(以下「借主」という。)」を「借主」に改め、同条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

(担保の提供)

第8条 前条に規定するもののほか、知事は貸付金の交付を受けた者(以下「借主」という。)に対し担保を提供させることができる。

(経費の支払期限)

第9条 借主は、貸付対象施設等の設置に要した経費の支払いを当該貸付金の交付を受けた日の属する会計年度の末日までに完了しなければならない。

ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

様式第4号中「第8条」を「第10条」に改め、様式第5号中「第9条」を「第11条」に改め、様式第6号中「第13条」を「第15条」に改め、様式第7号から様式第9号まで中「第16条」を「第18条」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に締結された契約に係る貸付金については、なお従前の例による。

告 示

茨城県告示第513号

次の施設は、保健婦助産婦看護婦法(昭和23年法律第203号)第22条第2号の規定による准看護婦養成所の指定の取り消しをした。

昭和45年4月23日

茨城県知事 岩 上 二 郎

名 所	住 所	取消年月日
日本鉱業株式会社 中央総合病院付属准看護学院	茨城県日立市白銀町3-3-1	昭45. 3. 31

茨城県告示第514号

次の医療機関を救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定に基づく救急病院として認めたので同省令第2条の規定により告示する。

昭和45年 4 月 23 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

名 称	所 在 地
国 立 霞 ヶ 浦 病 院	土 浦 市 下 高 津 760

茨城県告示第515号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条第1項及び森林法施行令第5条の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和45年 4 月 23 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所
鹿島郡大洋村大字上幡木字砂子1499の2・字二階山1500の2, 1500の3, 1528の2
・字広山1506, 1507の1からの3まで, 1527
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

茨城県告示第516号

菅生沼土地改良区が行なおうとする大八洲地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法第48条第6項において準用する同法第8条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和45年 4 月 23 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧に供する書類
菅生沼土地改良区定款の写し
大八洲地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和45年 4 月 28 日から昭和45年 5 月 18 日まで
- 3 縦覧の場所 水海道市役所
守谷町役場

茨城県告示第517号

渡里台地土地改良区が行なおうとする赤尾関地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法第48条第6項において準用する同法第8条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和45年 4 月23日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

渡里台地土地改良区定款の写し

赤尾関地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和45年 4 月28日から昭和45年 5 月18日まで

3 縦覧の場所 内原町役場

茨城県告示第518号

新治村沢辺土地改良区が行なおうとする沢辺地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法第48条第6項において準用する同法第8条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和45年 4 月23日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

新治村沢辺地区土地改良事業計画書の写し

沢辺地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和45年 4 月28日から昭和45年 5 月18日まで

3 縦覧の場所 新治村役場

茨城県告示第519号

友部町間柴田政治から、昭和45年 3 月14日付で認可申請のあつた旭町地区土地改良事業は適当と決定したので、土地改良法第96条の2第5項において準用する同法第8条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和45年 4 月23日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

旭町地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和45年 4 月28日から昭和45年 5 月18日まで

3 縦覧の場所 友部町役場

茨城県告示第520号

菅原土地改良区、菅原地区の換地計画の認可申請については適当と決定したので、土地改良法第52条の2第4項において準用する同法第8条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和45年 4 月23日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和45年 4 月30日から昭和45年 5 月20日まで

3 縦覧の場所 水海道市役所

茨城県告示第521号

茨城県は場整備事業小場江堰下流地区第1工区の換地計画を定めたので、土地改良法第89条の2第4項において準用する同法第87条第4項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和45年 4 月23日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和45年 4 月30日から昭和45年 5 月20日まで

3 縦覧の場所 水戸市役所、勝田市役所、那珂町役場

茨城県告示第522号

昭和44年12月1日付で国松上大島土地改良区から申請のあつた国松地区土地改良事業については、土地改良法第48条第6項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから、同法第48条第8項の規定により公告する。

昭和45年 4 月23日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第523号

昭和44年12月15日付で里川堰土地改良区から申請のあつた磯部地区土地改良事業については、土地改良法第48条第6項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから、同法第48条第8項の規定により公告する。

昭和45年 4 月23日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第524号

昭和44年12月23日付で有ヶ池江下土地改良区から申請のあつた有ヶ池地区土地改良事業については、土地改良法第48条第6項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから、同法第48条第8項の規定により公告する。

昭和45年4月23日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第525号

昭和44年3月20日付で西田川土地改良区から申請のあつた滝尻地区土地改良事業については、土地改良法第48条第6項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから、同法第48条第8項の規定により公告する。

昭和45年4月23日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第526号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和45年4月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年4月23日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 門井山方線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
東茨城郡御前山村大字門井 県道水戸烏山線分岐から 那珂郡山方町大字野上字滝尻 97-2地先まで	旧	4.5~15.0	9,484.0	
東茨城郡御前山村大字門井 県道水戸烏山線分岐から 那珂郡山方町大字山方字枇杷川 3丁目1634-1地先まで	新	4.5~15.0	9,919.0	

茨城県告示第527号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和45年4月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和45年4月23日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 門井山方線
- 2 供用開始の区間 那珂郡山方町大字野上字滝尻97-2地先から
同郡同町大字山方字枇杷川3丁目1634-1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和45年4月23日

茨城県告示第528号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の
規定に基づき公示する。

昭和45年4月23日

茨城県知事 岩 上 二 郎

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
1	45. 4 . 23	水戸市上国井町字南原3286-28	4.00	62.20
2	"	" 大塚町字池上1959-1	4.00	23.61
3	"	" 千波町字北葉山1799-81	4.00	61.70
4	"	" 大塚町字新地1499, 1500-1	4.00	122.50
5	"	" " " 1471-5	4.00	37.00
6	"	" " 字新堂1866-17	4.00	32.97
7	"	" 河和田町字長各原4379-32	4.00	54.10
8	"	鹿島郡神栖町大字平泉外12入会485	4.00	28.00
9	"	水戸市千波町字久保307-4	4.00	30.10

茨城県告示第529号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の
規定に基づき公示する。

昭和45年4月23日

茨城県知事 岩 上 二 郎

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
1	45. 4. 23	水戸市元吉田町字宿2145—4, 2150—4	4.00	91.60
2	"	" 笠原町1200—22, —23, —11	4.00	46.20
3	"	" 元吉田町字一里塚東1741—9, —12, —15, —17	4.00	71.75
4	"	" 自由ヶ丘4592—1, 4593—1	4.00	32.96
5	"	" 開江町字下荒匂256	4.00	59.97
6	"	" 渡里町字太夫久保2365, 2366	4.00	50.00
7	"	" 見和町444—1	4.00	23.20
8	"	日立市森山町字大原228—1	4.00	41.70
9	"	" 小木津町宮前230—1	4.00	31.80
10	"	" 諏訪町2丁目59の1, 61の1	4.00	53.50
11	"	" 東多賀町2丁目777の2, 777の4	4.00	63.00
12	"	" 鮎川町6丁目505, 503—2	4.00	54.50
13	"	多賀郡十王町友部字中の内1645—6	4.00	55.30

茨城県告示第530号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和45年4月23日

茨城県知事 岩 上 二 郎

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
1	45. 4. 23	勝田市大字東石川字雷3407—3, 3407—4, 3409—2, —5, —6	4.00	36.36
2	"	" 津田字祢宜山2816—21, —22, —23, —25	4.00	27.30
3	"	" 勝倉大平3433—395	4.00	60.01
4	"	" 大字東石川字雷3415—13, —14	4.00	36.00
5	"	" " 字堂端3577—2, —3, —5, —7	4.00	54.25
6	"	" " 字雷1469—5, —6, —7, —8, —9, —10	4.00	54.15
7	"	" 大字三反田字新堀3796—2, 3797—2	4.0	39.40
8	"	" 大字田彦字西原691—4	4.00	36.30
9	"	" " 字雷土1473—2, —4, —6, 1474—6, —7	4.00	90.54

10	〃	〃	堀口字塙坪53—4	4.00	50.70
11	〃	〃	大字田彦字寄居1016—16, —14	4.00	19.00
12	〃	〃	〃 字後原998—18	4.00	27.30

茨城県告示第531号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和45年 4 月 23 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
1	45. 4. 23	鹿島郡神栖町知手団地70	4.00	86.00
2	〃	〃 鹿島町宮中5235	4.00	37.00
3	〃	結城市大字結城11777—1	4.00	60.00

茨城県告示第532号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので、建築基準法第10条の規定に基づき公示する。

昭和45年 4 月 23 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
1	45. 4. 23	筑波郡谷田部町大字谷田部字上ノ出口5970	4.00	35.00
2	〃	勝田市田彦字寄居新田1007—2, —6, —7, —8, —9, —10, —11	4.00	77.20
3	〃	〃 大字勝倉字地藏根後2900の1	4.00	48.20
4	〃	水戸市袴塚町2丁目2089, 2087, 2061, 2088	4.00	61.92
5	〃	土浦市大字真鍋字大塚2322—1	4.00	20.00
6	〃	鹿島郡鹿島町大字宮中新町付2012の1	4.00	64.45

茨城県告示第533号

昭和44年10月16日茨城県告示第1255号の7で指定した建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり変更したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和45年 4 月 23 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

番 号	変更年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
1	45. 4. 23	水戸市赤塚町2150—1, —2, —3	4.00	20.00

茨城県告示第534号

茨城県証紙条例第5条第1項に規定する茨城県収入証紙売りさばき人に次の者を指定した。

昭和45年4月23日

茨城県土浦県税事務所長 太 田 宗 次

指 年 月 定 日	指令番号	住 所	売りさばき所	氏 名	生年月日	摘 要
昭和 45. 3. 20	土税指令 第 1 号	新治郡桜村大字 柴崎1051の3	筑波郡伊奈村大 字谷井田39	取手自動車教習 所長 中 泉 道	大正元年 8. 25	新 規
昭和 45. 3. 20	土税指令 第 2 号	北相馬郡利根町 大字布川1787の 1	住所に同じ	利根町商工会 会長 新井太郎	明治 38. 9. 26	新 規

茨城県告示第535号

結城郡八千代村大字菅谷1187の1番地に事務所をおく吉田用土地改良区理事長から、次のとおり役員が就任及び退任した旨届け出があつたから、土地改良法第18条第16項の規定により告示する。

昭和45年4月23日

茨城県下館土地改良事務所長 銭 谷 守 雄

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
結城郡八千代村大字塩本224の2	理 事	青 木 喜 市	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
結城郡八千代村大字西大山531の3	理 事	羽 鳥 宗 市	

公 告

●昭和44年度第2回茨城県保母試験合格者

昭和44年度第2回茨城県保母試験に合格した者は次のとおりである。

昭和45年4月23日

茨城県知事 岩 上 二 郎

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
1	山 来 教 子	11	根 本 恵 江	17	松 本 トシエ
6	久保田 寿美子	12	佐 藤 京 子	24	飯 塚 良 子
10	木 内 敏 江	16	長 沼 泰 子	28	大 串 つね子

35	守能 美知子	107	藤本 佐知子	207	松崎 ヒロ子
38	秋本 玲子	108	神立 ヒサ	232	小泉 京子
41	沢 昂 都	113	三宅 夕美子	233	島崎 節子
43	依田 美智子	116	山田 政子	247	栗田 光代
44	赤野間 町子	119	古谷 よ志	249	今井 博子
45	広瀬 和子	122	高野 ヒサ	267	梅村 京子
49	深見 啓子	124	中田 操	268	藤田 伴子
52	宇都宮 勝子	126	高嶋 とし子	274	柴田 美津江
54	飯島 和子	137	岡野 光子	288	丹治 加津枝
57	小坪 時子	141	海老沢 博子	292	福嶋 照子
59	広田 悦子	146	田山 とも子	293	太宰 幸子
61	木村 洋子	150	小室 政代	318	渡辺 幸子
67	岩崎 信子	153	浅野 千世子	324	宮本 憲子
69	関根 日出子	154	仲谷 香代子	343	磯山 麗子
71	小西 澄子	166	鈴村 幸子	347	岡田 初子
74	市村 芳子	182	川澄 恵子	351	小瀬 美都子
92	染谷 洋子	184	会沢 ますみ	352	佐藤 千恵子
98	大曾根 千恵子	191	山崎 妙子		
100	雨谷 栄子	198	宇佐見 真知子		以上 64名

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和45年4月23日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道川山常陸太田線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
久慈郡大子町大字内大野字堀之内及び堀切地内
" " 大字小生瀬字根本地内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和45年4月23日から
昭和45年10月16日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次
おり公告する。

昭和45年4月23日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道氏家大子線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
久慈郡大子町大字上金沢字荒屋前、下坏、橋場、打野、団子坂及び沢田地内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和45年4月23日から
昭和45年10月16日まで

雑 報

●市町村長の当選

3月12日に行なわれた鹿島町長選挙の結果、次の者が当選した。

内 田 一

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2 0 0 円)

茨城県水戸市三ノ丸1丁目5番38号
発行人 茨 城 県
発行所

茨城県水戸市北三軒町24番地の4
印刷所 茨 城 県 印 刷 所